平成２９年（フ）第４４４号
福岡県糸島市潤２丁目７番12号　２－Ａ
破産者　中村　年子
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７５０号
福岡市城南区金山団地９番512号
破産者　宮内　和美
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８１５号
福岡県糸島市荻浦170番地１　アーバンプレイスⅡ203号
破産者　宮脇　秀美
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８１６号
福岡県糸島市荻浦170番地１　アーバンプレイスⅡ203号
破産者　宮脇加代子
1　決定年月日　平成29年８月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２６４号
福岡県福津市福間南３丁目14番26号、前住所福岡市東区箱崎７丁目20番１－1007号
破産者　松本小枝美（旧姓中西）
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５８４号
福岡市城南区干隈１丁目11番23号、前住所福岡県糸島市二丈武123番地12
破産者　椿　　雅俊
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５８５号
福岡市城南区干隈１丁目11番23号、前住所福岡県糸島市二丈武123番地12
破産者　椿　　恵理（旧姓平早水）
1　決定年月日　平成29年８月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４８７号
仙台市青葉区宮町１丁目４番40－４号　サンハイム宮町101、従前の住所宮城県登米市登米町寺池前舟橋135番地３
破産者　須藤菜穂加
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８４１号
仙台市青葉区広瀬町３番24－101号
破産者　根本　千鶴
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２２６号
宮城県塩竈市新富町33番15号
破産者　小嶋　　蓮
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第２９０号
宮城県黒川郡大和町もみじケ丘１丁目６番地の１
破産者　及川まどか
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第４７３号
愛知県瀬戸市品野町４丁目409番地の１
破産者　高橋　秀樹
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３８号
愛知県一宮市大和町馬引字焼野11番地１
ラ・グラシューズ201号
破産者　古川　正之
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第１９１号
兵庫県加古川市加古川町美乃利380番地の１グリーンコート加古川２番館102号、従前の住所兵庫県西宮市名塩さくら台４丁目７番地４
破産者　辻　　英樹
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１４２号
兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1484番地の191、住民票上の住所兵庫県明石市魚住町金ヶ崎1484番地の74
破産者　沢田博こと　澤田　　博
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１４４号
広島県福山市明神町２丁目12番６－902号　明神スカイマンション
破産者　森原　　等
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第２９号
三重県松阪市下村町2476　ケアハウス徳和、開始決定時の住所広島県尾道市西藤町716番地１
破産者　枝本　郁子
1　決定年月日　平成29年８月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係